

令和5年度 宮崎県小学校体育連盟 第1回評議員会

期 日 令和4年5月12日(金)
場 所 県運動公園武道館 大会議室
時 間 14:00～16:00

会 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
宮崎県小学校体育連盟
宮崎県教育庁スポーツ振興課
- 3 紹介
県教育庁(スポーツ振興課、スポーツ指導センター)
各地区小体連会長、理事長自己紹介
- 4 令和5年度役員選出
 - (1) 新役員発表
 - (2) 新役員あいさつ
- 5 議事
 - ① 報告
 - ① 令和4年度事業報告
 - ② 令和4年度収支決算及び会計監査報告
 - (2) 協議
 - ① 令和5年度事業計画(案)について
 - ② 令和5年度研究計画(案)について
 - 研究の基本的な考え方について
 - 第64回宮崎県学校体育研究発表大会について
 - ③ 令和5年度収支予算(案)について
 - 令和5年度キッズスポーツ教室推進事業補助金及び負担金について
 - ④ その他
 - スポーツ教室実施計画書の提出と補助金の配当について
 - 負担金の納入について
 - 令和5年度全国学校体育研究優良校及び功労者、優秀教員の推薦について
- 6 その他
 - 第1回理事会・専門部会(6/2 金)について
※ 理事長・研究部長・事業部長が出席。
- 7 閉会

宮崎県小学校体育連盟規約

第1章 総則

- 第1条 この会は、宮崎県小学校体育連盟（略称県小体連）と称する。
- 第2条 本連盟は、県下各市郡の小学校体育連盟（またはこれに準じるもの）を以て組織する。
- 第3条 本連盟の事務局は会長指定の場所におく。

第2章 目的及び事業

- 第4条 本連盟は、宮崎県各市郡小学校相互の連絡、連携を図り、もって本県小学校の体育振興に寄与する。
- 第5条 本連盟は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 小学校体育に関する調査・研究
 2. 体育的行事に関する企画運営及び調査研究
 3. 学校体育に関する諸団体との連絡提携
 4. その他この連盟の目的に必要な事業

第3章 機関

- 第6条 本連盟に次の機関をおく。
1. 評議員会
 2. 理事会
 3. 専門部会（研究部会・事業部会）
 4. 役員会
- 第7条 評議員会は、各市郡小体連会長及び理事長・県小体連の研究部長並びに事業部長を以て構成し、次の事項について決議する。
1. 規約の改廃
 2. 予算および決算
 3. 役員選出
 4. 諸事業計画の審議
 5. その他この連盟の目的達成に必要な事項
- 第8条 理事会は、各市郡小体連の理事長及び県小体連の役員を以て構成し、評議員会の決議に基づき会務を執行する。
- 緊急な場合で評議員会にはかることができない場合は、理事会が代行し評議員会に報告する。
- 専門部会は、各市郡小体連の研究部長及び事業部長及び県小体連の役員を以て構成し、当該部の研究及び事業の企画運営にあたる。

第4章 役員

- 第9条 本連盟に次の役員をおく。
- 会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 副理事長 2名
常任理事 若干名 監事 2名 書記 1名 会計 1名
- 第10条 会長は、本連盟を代表し会務を総括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第11条 理事長は、理事会の業務を掌理する。
- 副理事長は、理事長を補佐する。
- 第12条 常任理事は、専門部会の運営にあたる。
- 第13条 書記、会計は、本連盟の事務、連絡、会計にあたる。
- 第14条 監事は、会計を監査する。

第5章 役員を選出及び任期

- 第15条 会長、副会長、監事は、各市郡小体連会長で推薦委員会を構成し、推挙する。
- 会長は、各市郡小体連副会長の中から推挙することもできる。
- 第16条 理事長、副理事長、常任理事は、理事の中から互選する。
- 第17条 書記、会計は、会長が委託する。
- 第18条 会長、理事長は、選出された市郡の役職を解き、別に評議員を選出することかできる。
- 第19条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 補欠役員は、任期満了しても後任しても、後任者の就任までその職務を行う。

第6章 会議

- 第20条 本連盟の会議は、すべて会長が招集する。
- 第21条 評議員会は、毎年2回招集する。
- 第22条 理事会は、年3回以上招集する。但し、理事の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することはできない。
- 第23条 専門部会は、必要に応じて招集する。

第7章 会計

- 第24条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金その他をもってあてる。
- 第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 附則

- 1 この規約は、昭和57年5月29日より実施する。
- 2 この規約は、平成11年6月3日より実施する。

令和4年度宮崎県小学校体育連盟事業報告

月 日 会 場	事 業 内 容								
5 / 13 (金) ひなた宮崎県総合 運動公園 武道館 大講義室	第1回評議員会 [14時～16時] (1) 令和4年度宮崎県小学校体育連盟役員改選について (2) 令和4年度宮崎県小学校体育連盟事業計画及び予算承認について (3) 令和4年度第63回宮崎県学校体育研究発表大会について (4) 令和4年度全国保健体育優良校・功労者の推薦について (5) その他								
6 / 3 (金) ひなた宮崎県総合 運動公園 武道館 大講義室	第1回理事会・専門部会 [14時～16時] (1) 全体会 (2) 分科会 <table border="1" data-bbox="403 577 1404 927"> <thead> <tr> <th>理事会</th> <th>研究部</th> <th>事業部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① スポーツ教室実施計画と委託金について ② 各地区小体連運営上の諸問題について ③ 次の理事会について ④ その他</td> <td>① 役員について ② 研究計画及び地区小体連の研究主題について ③ 第63回宮崎県学校体育研究発表大会について ④ その他</td> <td>① 役員について ② 各地区スポーツ教室について ③ 県標準記録について ④ 水泳・陸上教室のルール等について ⑤ その他</td> </tr> </tbody> </table> (3) 全体会 各部報告			理事会	研究部	事業部	① スポーツ教室実施計画と委託金について ② 各地区小体連運営上の諸問題について ③ 次の理事会について ④ その他	① 役員について ② 研究計画及び地区小体連の研究主題について ③ 第63回宮崎県学校体育研究発表大会について ④ その他	① 役員について ② 各地区スポーツ教室について ③ 県標準記録について ④ 水泳・陸上教室のルール等について ⑤ その他
理事会	研究部	事業部							
① スポーツ教室実施計画と委託金について ② 各地区小体連運営上の諸問題について ③ 次の理事会について ④ その他	① 役員について ② 研究計画及び地区小体連の研究主題について ③ 第63回宮崎県学校体育研究発表大会について ④ その他	① 役員について ② 各地区スポーツ教室について ③ 県標準記録について ④ 水泳・陸上教室のルール等について ⑤ その他							
8 / 19 (金) ひなた宮崎県総合 運動公園 武道館 大講義室 (Zoom 開催)	第2回理事会・専門部会 [10時～12時] (1) 全体会 (2) 分科会 <table border="1" data-bbox="403 1077 1404 1370"> <thead> <tr> <th>理事会</th> <th>研究部</th> <th>事業部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① スポーツ教室委託金について ② スポーツ教室実施報告書の提出について ③ 小体連運営上の問題について</td> <td>① 第63回宮崎県学校体育研究発表大会とその運営について ② その他</td> <td>① スポーツ教室の上位入賞者記録と県標準記録到達者の報告について ② スポーツ教室の充実について</td> </tr> </tbody> </table> (3) 全体会 各部報告 質疑 合同研修会 [13時～16時] (1) 研修 (2) 県学体研における小学校部会指導案検討 (3) 研究協議会			理事会	研究部	事業部	① スポーツ教室委託金について ② スポーツ教室実施報告書の提出について ③ 小体連運営上の問題について	① 第63回宮崎県学校体育研究発表大会とその運営について ② その他	① スポーツ教室の上位入賞者記録と県標準記録到達者の報告について ② スポーツ教室の充実について
理事会	研究部	事業部							
① スポーツ教室委託金について ② スポーツ教室実施報告書の提出について ③ 小体連運営上の問題について	① 第63回宮崎県学校体育研究発表大会とその運営について ② その他	① スポーツ教室の上位入賞者記録と県標準記録到達者の報告について ② スポーツ教室の充実について							
11 / 17 (木)	第63回宮崎県学校体育研究発表大会 (開催地区：日向・東臼杵地区) 研究発表・公開授業・授業研究会								
2 / 17 (金) 県教育研修センター ICT 室	第2回評議員会 [14時～16時] (1) 令和4年度事業報告並びに会計中間報告 (2) 第63回宮崎県学校体育研究発表大会について (3) 各地区小体連の研究の取組について (4) 第64回宮崎県学校体育研究大会について (5) 各地区スポーツ教室の実施状況について (6) 上位入賞者及び県標準記録到達者について								

令和5年度 宮崎県小学校体育連盟事業計画（案）

月 日 会 場	事 業 内 容						
5 / 12 (金) ひなた宮崎県総合 運動公園 武道館 大講義室	第1回評議員会 [14時～16時] (1) 令和5年度宮崎県小学校体育連盟役員改選について (2) 令和5年度宮崎県小学校体育連盟事業計画及び予算承認について (3) 令和5年度第64回宮崎県学校体育研究発表大会について (4) 令和5年度全国保健体育優良校・功労者の推薦について (5) その他						
6 / 2 (金) ひなた宮崎県総合 運動公園 武道館 大講義室	第1回理事会・専門部会 [14時～16時] (1) 全体会 (2) 分科会 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">理事会</th> <th style="width: 33%;">研究部</th> <th style="width: 33%;">事業部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① スポーツ教室実施計画と委託金について ② 各地区小体連運営上の諸問題について ③ 次回の理事会について ④ その他</td> <td>① 役員について ② 研究計画及び地区小体連の研究主題について ③ 第64回宮崎県学校体育研究発表大会について ④ その他</td> <td>① 役員について ② 各地区スポーツ教室について ③ 県標準記録について ④ 水泳・陸上教室のルール等について ⑤ その他</td> </tr> </tbody> </table> (3) 全体会 各部報告	理事会	研究部	事業部	① スポーツ教室実施計画と委託金について ② 各地区小体連運営上の諸問題について ③ 次回の理事会について ④ その他	① 役員について ② 研究計画及び地区小体連の研究主題について ③ 第64回宮崎県学校体育研究発表大会について ④ その他	① 役員について ② 各地区スポーツ教室について ③ 県標準記録について ④ 水泳・陸上教室のルール等について ⑤ その他
理事会	研究部	事業部					
① スポーツ教室実施計画と委託金について ② 各地区小体連運営上の諸問題について ③ 次回の理事会について ④ その他	① 役員について ② 研究計画及び地区小体連の研究主題について ③ 第64回宮崎県学校体育研究発表大会について ④ その他	① 役員について ② 各地区スポーツ教室について ③ 県標準記録について ④ 水泳・陸上教室のルール等について ⑤ その他					
8 / 18 (金) 宮崎市立 生目台東小学校	第2回理事会・専門部会 [10時～12時] (1) 全体会 (2) 分科会 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">理事会</th> <th style="width: 33%;">研究部</th> <th style="width: 33%;">事業部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① スポーツ教室委託金について ② スポーツ教室実施報告書の提出について ③ 小体連運営上の問題について</td> <td>① 第64回宮崎県学校体育研究発表大会とその運営について ② その他</td> <td>① スポーツ教室の上位入賞者記録と県標準記録到達者の報告について ② スポーツ教室の充実について</td> </tr> </tbody> </table> (3) 全体会 各部報告 質疑 合同研修会 [13時～16時] (1) 研修 (2) 県学体研における小学校部会指導案検討 (3) 研究協議会	理事会	研究部	事業部	① スポーツ教室委託金について ② スポーツ教室実施報告書の提出について ③ 小体連運営上の問題について	① 第64回宮崎県学校体育研究発表大会とその運営について ② その他	① スポーツ教室の上位入賞者記録と県標準記録到達者の報告について ② スポーツ教室の充実について
理事会	研究部	事業部					
① スポーツ教室委託金について ② スポーツ教室実施報告書の提出について ③ 小体連運営上の問題について	① 第64回宮崎県学校体育研究発表大会とその運営について ② その他	① スポーツ教室の上位入賞者記録と県標準記録到達者の報告について ② スポーツ教室の充実について					
10 / 27 (金) 串間市立大東小	第64回宮崎県学校体育研究発表大会（開催地区：串間・日南地区） 研究発表・公開授業・授業研究会						
2 / 16 (金) 県庁防災庁舎 53号会議室	第2回評議員会 [14時～16時] (1) 令和5年度事業報告並びに会計中間報告 (2) 第64回宮崎県学校体育研究発表大会について (3) 各地区小体連の研究の取り組みについて (4) 第65回宮崎県学校体育研究大会について (5) 各地区スポーツ教室の実施状況について (6) 上位入賞者及び県標準記録到達者について						

※ コロナウイルスの感染状況により、ZOOM開催に変更することも考えられます

【出席者について】

- 評議員会…各地区会長及び理事長
- 理事会 …各地区理事長
- 専門部会…各地区研究部長及び事業部長

☆ キッズスポーツ教室推進事業について

- (1) 事業の目的について（「キッズスポーツ教室推進事業実施要領」より抜粋）
小学生を対象に、体育学習の成果を発表する場としてのスポーツ教室を実施し、生涯にわたって運動に親しむ習慣の育成や体力の向上を図る。
また、地域の小学生同士の交流・親睦を図ることで、中学校へのスムーズな接続に資する。
- (2) 対象経費について（「キッズスポーツ教室推進事業補助金」取扱要領より）

① 対象経費

この補助金に係る対象項目及び用途については、次のとおりとする。

項 目	使 途 区 分
需 用 費	事務用消耗品費、(CD-R、用紙代、賞状・記録証など) 競技用消耗品費 (石灰、紙雷管、救急用品など)
役 務 費	通信費 (切手代) 振込手数料 用具運搬費
使用料及び賃借料	会場借り上げ料 競技用具器具使用料・レンタル料 参加に伴う児童送迎用バス等の借り上げ料

- ② 補助金の用途について上記によりがたい場合は、別途協議する。
- ③ この取扱要領は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する

☆ 必ず領収書の保管・整理をお願いします。年度末には、来年度へ引き継ぎができるようにしてください。詳しくは、次回と夏に行う理事会で説明します。

(3) 宮崎県スポーツ教室実施計画書について

① 事業計画書

- 「水泳大会」「陸上大会」等、各地区で計画されているスポーツ教室を記入する。
 - ・期日 ・場所 ・大会または教室名 ・参加児童数（概数） ・指導者数（概数）
 - ・内容（種目） ・学年（参加対象学年）

② 収支予算書

- 「収入の部」は、令和4年度キッズスポーツ教室推進事業委託金各地区配当一覧表（次ページ参照）より自分の地区の金額を記入する。 ※記入済み
- 「支出の部」は、上記の対象経費の項目、使途区分に沿って、適切に配分する。
※昨年度の実績を参考にする。
- 「支出の部」の予算額の合計が、「収入の部」の予算額と同額になるようにする。

③ その他

- 各地区小体連の会長印を押印する。
- 2部作成し、1部は県小体連事務局へ提出（郵送）、1部は各地区で保管用とする。
- **計画書データの提出〆切…5月19日（金）※厳守（5月中旬に県に請求するため）**

計画書（印鑑）の郵送提出〆切…5月中

(4) 補助金の配当について

- ① 配当金を銀行振込にする。各地区理事長は、県小体連事務局に振込先を連絡する。（郵送、もしくは、次回の第1回理事会で報告）
- ② 県より補助金が県小体連に入金が入り次第で配当金を振り込む。
※ 手数料は事務局が負担する（予算に計上）
- ③ 全地区とも8月の理事会のときに、配当金の領収書を県小体連に提出する。
※ 8月理事会で領収書を作成してもらう。領収書を作成する時に各地区の会長印が必要。

☆ 負担金の納入について

- 全地区とも8月理事会で負担金を納入する。
 - ※ 8月の理事会で負担金を持参する。
 - ※ 県小体連事務局は、各地区に領収書を渡す。

※記入の仕方

令和5年度宮崎県小学校スポーツ教室実施計画書

[記入済み] 小体連

1 事業計画書

期 日	場 所	大会名・教室名	参 加 児童数	指 導 者 数	内 容 (種 目)	学 年
			大まかな数で 記入してくだ さい。			

2 収支予算書

<収入の部>

科 目	予 算 額	備 考
スポーツ教室補助金	記入済み	宮崎県補助金

<支出の部>

科 目	予 算 額	備 考
需 用 費	4年度各地区決算一覧 表をもとに大まかな数 で記入してください。	事務用消耗品費（用紙代など）、 競技用消耗品費（石灰、紙雷管、 救急用品など）
役 務 費		通信費（切手代） 振込手数料 用具運搬費
使用料及び賃借料		会場借り上げ料、競技用具器具 使用料・レンタル料 児童用バス等の借り上げ料

必ず記入してください。

令和4年 月 日

作成日を記入して
ください

記入済み 小学校体育連盟

会 長 記入済み 印

会長印を押して
ください

全国学校体育研究最優秀校（文部科学大臣賞）・優良校・功労者表彰要項

第1 表彰の名称

- (1) 全国学校体育研究最優秀校（文部科学大臣賞）表彰
- (2) 全国学校体育研究優良校表彰
- (3) 全国学校体育研究功労者表彰

第2 表彰主体

- (1) 全国学校体育研究最優秀校（文部科学大臣賞）の表彰
文部科学省
推薦主体：公益財団法人日本学校体育研究連合会
- (2) 全国学校体育研究優良校の表彰
公益財団法人日本学校体育研究連合会
後援：文部科学省
- (3) 全国学校体育研究功労者の表彰
公益財団法人日本学校体育研究連合会
後援：文部科学省

第3 趣旨

公益財団法人日本学校体育研究連合会（以下、「本会」と言う。）は、学校体育の発展に顕著な業績をあげた学校並びに体育指導者を表彰し、これからの学校体育の発展に寄与することを目的に本表彰要項を定める。

第4 表彰の対象

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、学校体育関係行政機関に所属し、学校体育の研究と実践を継続し、顕著な成果・功績を上げた学校及び指導者とする。

第5 推薦のための選考基準

(1) 全国学校体育研究最優秀校（文部科学大臣賞）の選考基準（以下、最優秀校と言う）

① 優良校の中から選出し、推薦するものとする。

注¹ 下記(2)に示す優良校としての推薦条件を全て満たしていること。

注² 当該年度及びそれ以前の過去3年以内の優良校を対象とする

② 推薦される年度も含め、3年以上にわたって学校体育に関する特段優れた実践・研究を行い、その研究成果を既に公表していること。

注³ 3年以上の研究期間には、期間の一部に「研究推進校」等の指定を受けていない自主研究期間を含めることができる。

注⁴ 3年間の研究期間における各年度ごとの研究実践や公表などの実績が証明できる研究紀要ほかの審査資料を提出する。

注⁵ 上記注4要件を満たさない場合は審査対象になりません。

(2) 全国学校体育優良校の選考基準（以下、優良校と言う）

① 学校体育の趣旨・目的を踏まえ、自校の指導に成果を上げるとともに、県や地域の学校体育の推進に貢献している。

② 学校体育に関する調査や研究が、表彰を受けようとする年度を含め2年以上にわたり継続的に行われていること。

③ 全校組織を挙げて全教育活動の充実に努めている。学校体育の指導計画が綿密になされ、その効果を上げている。

ア 学校体育と他の学校教育活動が調和し、教育的効果を上げている。

イ 教科外における体育的活動の組織と運営が工夫され、効果を上げている。

ウ 学校体育の施設用具が、学校の実情に応じ整備・活用されている。

エ 学校と地域社会が密接な連繋のもと、その効果を上げている。

オ 過去に受賞したことのある学校においては、最終の受賞後満10年以上が経過して

いること。

(3) 全国学校体育功労者の選考基準（以下、功労者と言う）

- ① 学校体育の研究・実践に精励しその成果を上げるとともに、人格・識見に優れ、県内、地域において模範となる者。
- ② 常勤職員として学校体育に20年以上携わった者。
- ③ 年齢は、満55歳以上（当該年度の誕生日以降の満年齢）とする。
- ④ 既退職者を推薦対象に含めることができる。

第6 推薦の手続き

(1) 推薦委員会の設置

各都道府県（以下、各県と言う）の国会加盟団体は、各県教育委員会と協議の上、推薦委員会を設置し、推薦委員会として本推薦要項に基き、最優秀校、優良校、功労者の候補を本会に推薦する。

(2) 推薦書の提出

加盟団体は、最優秀校、優良校、功労者候補の推薦に当っては、以下の(1)～(5)の文書を作成し、本会会長宛に提出する。

- ① 都道府県推薦委員会名簿（別紙様式1） 1部
- ② 最優秀校・優良校・功労者推薦一覧（別紙様式2） 1部
- ③ 最優秀校推薦書（別紙様式3） 1部

注6 最優秀校候補校の優良校としての推薦書も提出する。

但し、過去3年以内の優良校受賞校を最優秀校に推薦する場合は、優良校としての推薦書は必要としない。その場合、推薦一覧書（別紙様式2）の該当欄に優良校受賞年度を必ず記入する。

- ④ 優良校推薦書（別紙様式4） 各1部
- ⑤ 功労者推薦書（別紙様式5） 各1部

※1 推薦書はそのまま「研究資料集」の原稿として印刷・製本され、全国に配布されますので、記載例に従い作成してください。

※2 推薦書類の不備が著しい場合および学校体育研究の功績にかかわる表彰の主旨にそぐわない場合には、審査の対象になりません。

(3) 推薦の数

- ① 最優秀校の推薦数は、各都道府県1校までとする。

※ 最優秀校該当候補がない場合は「推薦なし」として扱う。

- ② 優良校の推薦数は、最優秀校を含め、各都道府県3校までとする。^{注7,注8} 参照

^{注7} 次の都道府県については、推薦数を以下に定める。

- ア 東京都及び北海道は6校までとする。
- イ 大阪府、神奈川県及び福岡県は5校までとする。
- ウ 福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、静岡県、京都府、兵庫県及び鹿児島県は4校までとする。

^{注8} 当該年度に全国学校体育研究大会を開催する都道府県においては、上記の定めその他に1校を増やすことができる。

- ③ 功労者候補の推薦者数は、各都道府県3名までとする。^{注9、10、11、12、13、14}

^{注9} 次の都道府県については、推薦数を以下に定める。

- ア 東京都は8名までとする。
- イ 北海道は6名までとする。
- ウ 大阪府、神奈川県及び福岡県は5名までとする。
- エ 福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、静岡県、京都府、兵庫県及び鹿児島県は4名までとする。

^{注10} 当該年度に全国学校体育研究大会を開催する都道府県

においては、上記の定めその他に1名を増やすことができる。

注11 運動部活動は学校教育の一環であり、その指導実績・貢献は推薦理由を構成し得るが、著しくこれのみに偏することなく、体育科教育への功績について必ず触れること。この条件が不備の場合は、表彰の対象外となる。

注12 幼稚園・保育園については、幼児の運動指導や身体能力活性化を推進する視点から、表彰対象を掘り起し、積極的に推薦願います。

注13 女性被推薦者が少ない状況にあり、推薦について御配慮願いたい。

注14 養護教諭の表彰については、別の表彰制度があることを御承知おき願いたい。

第7 最優秀校・優良校・功労者の審査・決定

1 本会は、各県の推薦委員会からの最優秀校候補校の推薦を受け、顕著な成果を上げている学校を学識経験者等からなる最優秀校（文部科学大臣賞）審査会の審査・決定に基づき、最優秀校として文部科学大臣に文部科学大臣賞表彰の申請をする。審査の結果、選外となった場合でも優良校として表彰する。

最優秀校（文部科学大臣賞）審査会における選考結果は速やかに当該県推薦委員会並びに関係教育委員会に通知する。（8月11日発送予定）

2 本会は、各県推薦委員会からの優良校の推薦及び功労者の推薦を受け、学識経験者等からなる中央審査会の審査・決定に基づき、優良校及び功労者を表彰する。

中央審査会における選考結果は速やかに当該県推薦委員会に通知する。

（8月11日発送予定）

第8 表彰式等

表彰は、当該年度の全国学校体育研究大会の場において行う。

表彰式への出席及び大会参加費及び受賞者の業績紹介兼研究資料集代は、受賞者の負担とする。

注15 推薦委員会は、予めこのことについて被推薦者の同意を得るものとする。

以上

平成13年7月30日施行

平成15年3月6日、平成16年1月13日、平成22年5月14日 改訂（常務理事会）

平成22年5月14日 表彰の名称を変更及び一部内容を注1～注12の項目として表記方法を変更。

平成25年4月12日 一部内容を注1～注14の項目として表記方法を変更。

平成26年4月11日 条項第5(2)③オ 追記

条項第6(2)※2 追記

条項第6(3)③注11の最終文節（対象外の想定）追記

条項第7 1の最終文節（審査結果の発送先）追記

条項第8 注15（本人同意）追記

「体育授業^{注1}優秀教員」の選考並びに表彰に関する規程

第1条 表彰の目的

優れた体育授業^{注1}の実践並びに体育の授業研究を継続し、顕著な成果を上げている中堅教員を表彰することによって、我が国の学校体育研究・実践の一層の発展に寄与するものとする。

第2条 表彰の対象

- (1) 全国の国公立私立幼稚園^{注2}、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭等。
- (2) 表彰年度末において35歳以上45歳以下且つ教職経験10年以上の現職教員。
(常勤講師経験を含む)

第3条 被推薦者の条件

- (1) 学習指導要領、幼稚園教育要領に準拠して周到に準備された指導内容・教材・学習資料等が提供され、且つ授業において、教員・児童生徒相互間で豊かな相互作用が行われることによって、授業の目的が十分に達成され、学習成果が明確にわかる授業の実践者。
- (2) これまでに全国学校体育研究大会または都道府県レベルの公的な研究発表会等において授業公開・発表した教諭や公的講習会の講師経験者で、体育・保健体育授業の充実・発展に貢献した者。
- (3) 被推薦者は、体育に関する優れた専門性を有するとともに、広く社会から尊敬・信頼を受け得る人格を有する者。
＜表彰の対象としない者＞
 - ①退職者
 - ②運動部活動のみを功績とする者
 - ③「養護教諭」及び保「健に関わる授業実践」を主たる業績とする者
- (4) 「体育授業優秀教員」候補者推薦数：各都道府県 1名。
※ 前年度に全国学校体育研究大会を開催した都道府県は、さらに1名を加えることができる。

第4条 推薦の手続き及び選考方法

- (1) ＜各都道府県＞
 - ① 推薦委員会の設置
 - ア 各都道府県教育委員会と協議の上、「体育授業優秀教員推薦委員会」を設置する。
 - イ 「推薦委員名簿」：(別紙様式1)を日本学校体育研究連合会長に提出する。
 - ② 推薦書類等の提出
 - ア 第一次選考時
 - i 推薦委員会委員長名で体育授業優秀教員候補者「推薦書」：(別紙様式2)を提出する。
 - ii 被推薦者の行う授業が優れたものであることを証明できる下記の資料を提出する。
 - 学習導案^{注3}(必須)
 - 授業で用いた学習資料

○学習成果を示すデータ類

○講習会等の講師を務めた場合は、それを証明出来る開催要項等

※「一次選考」の結果は、可否にかかわらず、本部からすみやかに各都道府県の推薦委員会宛に通知する。

イ 第二次選考時

一次選考通過の通知を受けた時、被推薦者の授業が優れたものであることを証明できる「電子媒体等映像資料」^{注4}を提出する。

また、映像資料を補う「文書資料」を任意に追加提出できる。

授業の映像ビデオについては、以下の三つの点に注意する。

i 映像ビデオは、学習指導案（上記（1）②アii）と対応したものとする。

ii 「単位時間（45分や50分など）」や「一つの単元」の授業Bを収録したものとし、授業の流れが「はじめ—なか—まとめ」と見とれるように、役5分間のダイジェスト版として構成することが望ましい。

* 「複数の単元から映像を切り取って構成された映像資料は、対象外とする。」

iii 映像作成にあたっては、幼児・児童・生徒の肖像権に配慮する。

映像の公開について映像当事者の保護者の許可を予め得ておいたり、幼児・児童・生徒が特定できないように編集したりする。

* 推書書類に不備がある場合並びに本表彰の趣旨にそぐわない推薦書は、再提出を求めたり審査対象外としたりする場合もある。

(2) <日本学校体育研究連合会 本部>

① 第一次選考

「推薦書」；（別紙様式2）及び「成果を証明する資料」等に基づき、「本会理事会」において選考する。

※ 一次選考を通過した場合のみ、本部から各都道府県の推薦委員会宛に「第一次選考通過」を通知する。（再掲）

② 第二次選考

本会が委嘱した「全国学校体育授業優秀教員選考委員会」^{注5}において厳正に選考し、**5名程度**の受賞者を決定する。

第5条 表彰等

(1) スポーツ庁並びに公益財団法人日本学校体育研究連合会の主催による「全国学校体育研究大会」において表彰する。

(2) 受賞者氏名、業績内容等の概要をHP等に公表する。また、受賞者の業績について記された「推薦書」を「文部科学大臣賞受賞校」等の推薦書と同冊にして「研究資料集」に収める。

第6条 表彰式への出席等

(1) 表彰式への出席のための交通費、大会参加費（紀要代を含む）等の諸経費及び受賞者顕彰のための研究資料集代（2,500円）は受賞者負担とする。

(2) 推薦委員会は、予め本条第1項について被推薦者の同意を得るものとする。